

京都市職員共済組合公告第1号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則の制定について

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成29年12月28日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

第8条第3項中「控除されないときは、」の右に「借受人は」を加える。

第10条第2項第2号中「第7号の5」を「第7号の2」に改める。

第12条中「借受人が、貸付金によって不動産」を「借受人は、貸付金によって不動産」に改める。

第15条第2項中「第17条」を「第18条」に改める。

第18条第1項中「控除されないときは、」の右に「借受人は」を加え、同条第2項中「0.012219パーセント(災害貸付にあつては0.010198パーセント、在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては0.011507パーセント)の利率」を「、規程第7条第1項各号の規定により当該借受人に適用されている利率に365分の1を乗じて得た利率(当該利率に小数点以下第6位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率)」に改める。

第21条第1項中「第6条第1項、第3項又は第4項」を「第7条第1号、第3号又は第4号」に改め、同条第3項中「第1号及び第2号」及び「第1号及び第2条」を削り、同条第4項中「もとの」を「元の」に改める。

附則第2項を削る。

様式第7号中第2条を次のように改める。

第2条 利息は月利とし、月 % (災害貸付にあつては月 %, 在宅介護対応住宅に係る

加算額にあつては月　　％) 負担します。ただし、細則の定めるところにより遅延利息の算出のため日利計算とする場合は日利　　％(災害貸付にあつては、日利　　％、在宅介護対応住宅に係る加算額にあつては日利　　％)を負担します。また、規程の定めるところにより利率が変更された場合は、変更後の利率に基づき利息を負担します。

様式第9号(第9条関係) 標題を「様式第9号(第10条関係)」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)